



鳥取県公報

平成 23 年 6 月 14 日 (火)
第 8 3 0 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	基本測量の実施 (354) (技術企画課) 2
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (355) (会計指導課) 2
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (356) (東部総合事務所県民局) 2
	土地改良区の役員の就退任 (357) (東部総合事務所農林局) 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (358) (西部総合事務所県民局) 4
◇ 議会告示	鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程の一部改正 (3) (総務課) 4
◇ 公 告	鳥取県林地開発条例の規定に基づく許可状況の公表 (2 件) (西部総合事務所農林局) 5
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (西部総合事務所県土整備局) 6

告 示

鳥取県告示第354号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（オルソ画像）作成）
- 2 作業期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び八頭町、東伯郡琴浦町及び北栄町、西伯郡大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡江府町

鳥取県告示第355号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成23年6月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
平成23年度鳥取県有機農産物等生産行程管理者等講習会に係る資料代の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県農林水産部生産振興課
副主幹 丸田 謙一
- 3 委任期間
平成23年6月13日から平成24年1月13日まで

鳥取県告示第356号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成23年8月7日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年6月14日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日
平成23年6月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふたばの里

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

豊嶋 久夫

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市雲山44

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、地域のなかで自分らしく豊かな生活ができるように、就労支援活動、創造的活動、生産活動、交流活動等の事業を行い、障害者の自立及び社会参加を支援し、ノーマライゼーション社会の実現に努め、地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

入会金及び会費並びに役員の定数

鳥取県告示第357号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり千代水土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年6月14日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

理 事	天 野 鉄 雄	鳥取市徳吉195
〃	川 上 英 一	鳥取市安長564
〃	川 上 博 永	鳥取市安長356-1
〃	西 村 祐 司	鳥取市安長566
〃	伊佐田 英 雄	鳥取市秋里872
〃	山 本 憲 一	鳥取市秋里811
〃	片 山 廣 道	鳥取市秋里1129
〃	奥 田 寿 一	鳥取市西品治641
〃	米 田 豊	鳥取市南隈57-3
〃	中 島 建	鳥取市南隈65
〃	田 中 一 久	鳥取市晩稲225
〃	宮 本 計 温	鳥取市徳尾26
監 事	米 澤 気 農	鳥取市徳吉146
〃	村 川 道 夫	鳥取市南隈61
〃	木 下 衛 作	鳥取市秋里810

平成23年4月5日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	木 村 英 明	鳥取市徳吉121
〃	川 上 英 一	鳥取市安長564
〃	川 上 博 永	鳥取市安長356-1
〃	西 村 祐 司	鳥取市安長566
〃	伊佐田 英 雄	鳥取市秋里872
〃	山 本 憲 一	鳥取市秋里811
〃	片 山 廣 道	鳥取市秋里1129

〃 奥 田 寿 一 鳥取市西品治641
〃 米 田 豊 鳥取市南隈57-3
〃 中 島 建 鳥取市南隈65
〃 宮 本 順 一 鳥取市晩稲224
〃 宮 本 計 温 鳥取市徳尾26
監 事 米 澤 気 農 鳥取市徳吉146
〃 村 川 道 夫 鳥取市南隈61
〃 木 下 衛 作 鳥取市秋里810
平成23年4月6日就任 任期4年

鳥取県告示第358号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年8月3日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年6月14日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成23年6月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人スタート
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
持田 敦子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡南部町東町243
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がい者および高齢者に対して、ノーマライゼーション理念が実現する社会に寄与することを目的とする。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第3号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程（平成19年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成23年6月14日

鳥取県議会議長 伊 藤 美 都 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定により議員報酬を支給する場合であつて、月の1日から末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定により議員報酬を支給する場合であつて、月の1日から末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p>

附 則

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成23年6月14日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者 の住所 又は主 たる事 務所の 所在地	開発行 為を行 う土地 の所在 地	開発行 為の目 的	土地の面積			開発行為 の工期	開発行為 の許可年 月日
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為を しようとする森林の土 地の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
有限会社西山 工業 代表取締役 西山 秀雄	米子市 夜見町 1936 - 1	西伯郡 伯耆町 二部地 内	真砂土 採取	4.2696ヘ クタール	4.1674ヘ クタール	1.8858ヘ クタール	平成23年 5月19日 から平成 26年5月 18日まで	平成23年 5月19日
大橋産業有限 会社 代表取締役 大橋 幸夫	米子市 上福原 六丁目 9-16	西伯郡 伯耆町 父原地 内	真砂土 採取及 び資材 置場	7.2812ヘ クタール	5.3422ヘ クタール	3.0717ヘ クタール	平成23年 6月1日 から平成 27年5月 31日まで	平成23年 6月1日

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成23年6月14日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者 の住所 又は主 たる事 務所の 所在地	開発行 為を行 う土地 の所在 地	開発行 為の目 的	変更後の内容				開発行為 の変更の 許可年月 日
				土地の面積			開発行為 の工期	
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為を しようとする森林の土 地の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
株式会社丸福 代表取締役 福吉 正博 代表取締役 牧野 清造	米子市 淀江町 佐陀712 -2	西伯郡 伯耆町 父原、二 部、三部 地内	真砂土 の採取	31.5667 ヘクター ル	31.4125 ヘ クタール	17.2049 ヘクター ル	平成23年 5月18日 から平成 27年5月 17日まで	平成23年 5月17日

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成23年6月14日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名称及び代表 者の氏名	主たる事務所 の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及 び面積	採取をする岩石 の種類及び数 量	採取の期間	
大橋産業有限 会社 代表取締役 大橋 幸夫	米子市上福原 六丁目9-16	西伯郡伯耆町三部 字向山ノ二914- 1外25筆（72,812 平方メートル）	風化花崗岩 ^こ （177,300立方 メートル）	平成23年6月1日 から平成27年5月 31日まで	平成23年6月1日